

茨木市街路灯及び防犯灯移管事務取扱要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市以外の者（以下「設置者」という。）が市道（市管理道路、通学路を含む。）に設置した街路灯及び防犯灯について、設置者から茨木市へ移管について必要な事項を定めるものとする。

(移管の基準)

第2 街路灯及び防犯灯の本市への移管基準は、次のとおりとする。

(1) 街路灯は、道路幅員が6メートル以上の主要道路における横断歩道又は交差点付近で、特に必要と認め設置したもの。

(2) 街路灯は、道路幅員が7メートル以上の歩者道が分離されている道路で、道路形態上特に必要と認め設置したもの。

(3) 前2号以外の場所に設置された防犯灯。

(4) 自治会等から移管申請のあったもの。

(5) 開発行為等により本市と事前協議し、完了検査に合格したもの。

ただし、特定の団体又は個人の利益を目的として設置されているものは除く。

(収受の時間)

第3 都市計画法第32条により協議した街路灯及び防犯灯については、同法第39条により同法第36条第3項の完了公告の翌月をもって収受するものとする。ただし、大規模（20ha以上）の開発は、別途協議するものとする。

(申請)

第4 設置者が街路灯又は防犯灯を本市に移管しようとするときは、街路灯・防犯灯引渡申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は前項の申請書を受理したときは、直ちに審査し、収受の可否を決定して、その旨を街路灯・防犯灯受納書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(名義変更)

第5 市長は第4第2項により収受を決定した街路灯、防犯灯については、関西電力（株）へ名義変更申請書（様式第3号）を提出するものとする。

(その他)

第6 この要綱の施行に関して必要な事項は、別にさだめる。

附 則 1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

2 街路灯移管事務取扱要綱（昭和57年4月1日制定）は、廃止する。

附 則 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(様式第1号)

街路灯・防犯灯引渡申請書

年 月 日

茨 木 市 長 殿

(申請者)

住 所

氏 名

印

下記の街路灯・防犯灯を茨木市に引渡申請をいたします。

記

1. 設置場所

茨 木 市 番 号先
門 標 番 号 【 】

2. 種 類

蛍 光 灯 W 基
水 銀 灯 W 基

2. 添付書類

- ① 設置場所位置図
- ② 電気料金領収書
- ③ 写 真

(様式第2号)

街路灯・防犯灯受納書

茨 建 設 第 号
年 月 日

様

茨 木 市 長 ㊟

年 月 日付けにて提出のありました引渡申請につきましては、
審査の結果、下記のとおり茨木市街路灯・防犯灯として受納いたします。

記

1. 設置場所

茨 木 市 番 号先

2. 種 類

蛍 光 灯 W 基
水 銀 灯 W 基

(様式第3号)

茨 建 設 第 号
年 月 日

関西電力株式会社
茨木営業所長 様

茨 木 市 長 ⑩

名義変更申請書

下記の街路灯・防犯灯は、 年 月 日付けで本市へ移管となりましたので、電気料金支払者の変更手続きをお願いいたします。

記

1. 門 標 番 号
2. 電 柱 番 号
3. 灯 敷
4. 従来を支払者

なお、電気料金のご請求につきましては、集約処理にてお願いいたします。

*

集約番号	2 4	1 8	4 3 1 3	0 0	0 0 0 0
------	-----	-----	---------	-----	---------